



令和7年11月27日

【照会先】

福井労働局労働基準部健康安全課

健康安全課長 澤井 乙夫

地方産業安全専門官 中野 亮

電話 (0776) 22-2657

報道関係者 各位

建設業の労働災害防止強化における建設工事現場 集中監督指導の実施結果について

福井県内における令和7年の建設業の労働災害は、令和6年から減少傾向にあります。死亡災害が発生している状況にあります。

そこで、福井労働局（局長：石川良国）では、建設業の労働災害防止強化を目的として、9～10月に各労働基準監督署（福井・敦賀・武生・大野）で建設工事現場の指導を集中的に実施しました。

指導結果については、以下のとおりです。

○ 指導実施現場数は89現場で、工事種別は建築工事が68現場、土木工事が12現場、その他の建設工事（ ）が9現場です。

その他の建設工事には、電気通信工事や機械器具設置工事等や店社の土場を含みます。

○ 89現場のうち、労働安全衛生法違反が認められた現場数は44現場（違反率49.4%）でした。なかには、墜落防止の手すりがない等の極めて危険な状態で作業を行っていた現場も3現場（3.4%）確認されており、必要に応じて労働安全衛生法第98条に基づき立入禁止等の命令を行いました。

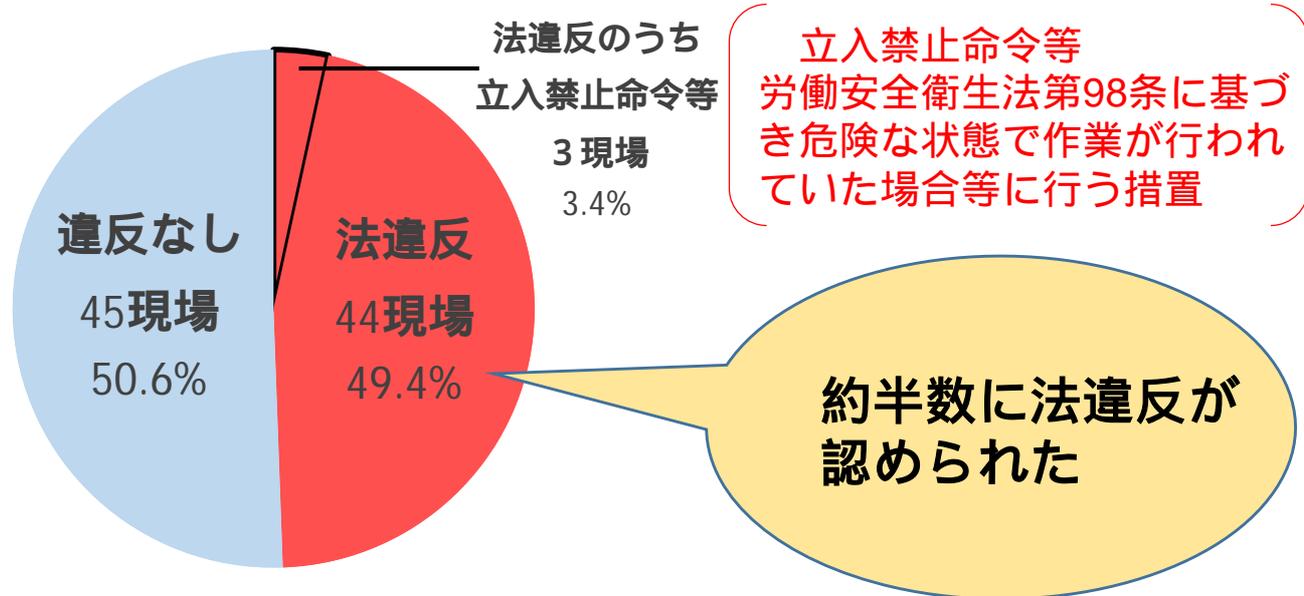
○ 主な法違反として、関係請負人に対する元請の指導が不十分であることによる労働安全衛生法第29条違反が25現場、解体工事等を行うときの石綿等の使用の有無についての事前調査結果の不掲示等による石綿障害予防規則第3条違反が12現場、元請の足場についての措置の未実施による労働安全衛生規則第655条違反が10現場、と多く認められました（他の違反については、別添資料参照）。

なお、福井県内における令和7年の建設業の労働災害による休業4日以上死傷者数は、10月末時点（速報値）で85人となっており、前年同時期に比べ9人減少しています。また、85人のうち1人が死亡しています。

建設工事現場集中監督指導結果

1 建設工事現場の法違反割合

9～10月に福井県内の建設工事現場89現場（建築工事68現場、土木工事12現場、その他の建設工事9現場）について指導を実施した。そのうち法違反が認められた現場は44現場であった。



2 法違反の内容

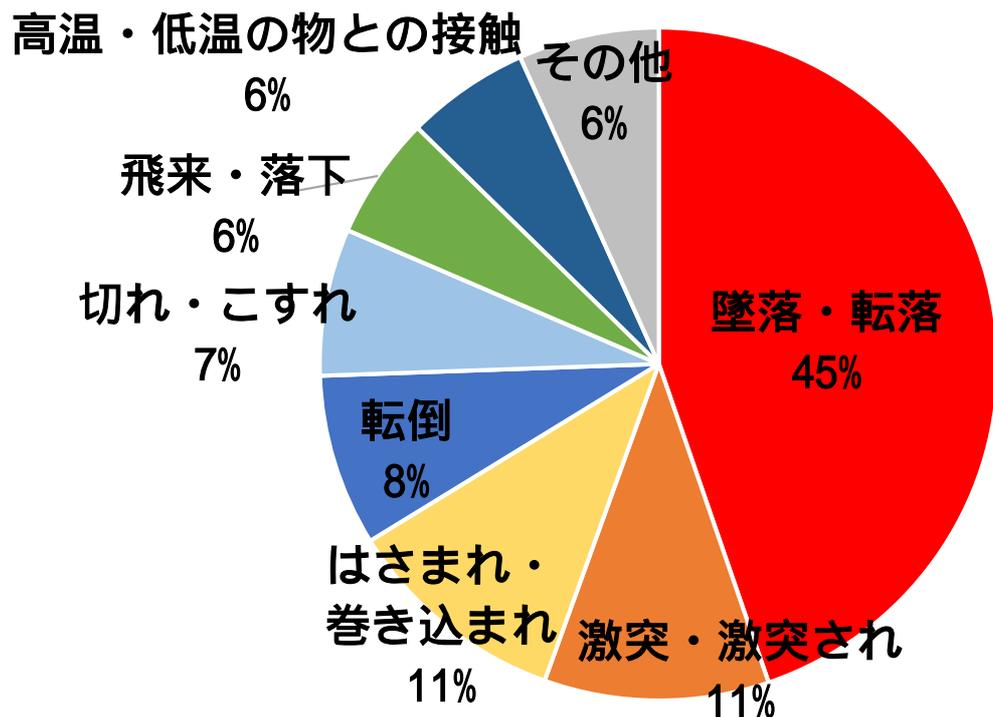
- 労働安全衛生法第29条違反 25現場
関係請負人に対する元請の指導が不十分であることによる違反
- 石綿障害予防規則第3条違反 12現場
解体工事等を行うときの石綿等の使用の有無についての事前調査結果の不掲示による違反
- 労働安全衛生規則第655条違反 10現場
元請の足場についての措置の未実施による違反
- 労働安全衛生規則第562条違反 8現場
足場の最大積載荷重の未決定等による違反
- 労働安全衛生規則第563条違反 7現場
足場の手すりや幅木等の未設置等による違反
- 労働安全衛生規則第519条違反 6現場
作業床の端の墜落防止のための手すりの未設置等による違反

主に足場や墜落防止に関する法違反が多く認められた。

上記以外に、計画届、作業主任者、車両系建設機械、移動式クレーン、協議組織、粉じん等に関する法違反も認められた。

3 令和7年の建設業における労働災害発生状況（1月～10月）

事故の型別労働災害発生状況（割合）



上記発生状況は、休業4日以上労働災害を集計したもので、建設業では10月末現在（速報値）で85件発生しており、墜落災害が最も多く45%を占めている。

死亡災害は、脚立からの墜落による1件が発生している。

今回の集中監督指導において、墜落防止に関する違反が多く認められたが、墜落災害は死亡災害に至る可能性が高いものであるため、引き続き墜落防止対策の徹底が最重要である。

4 好事例の取組について

良い取組がされている現場もあったことから、好事例として紹介します。

安全コンサルタントによるパトロールを実施していた。

次世代足場を使用していた。

保護具の着用状況について、作業員自らにも点検表で確認させていた。

○カラーコーンの設置等、転倒災害防止対策を講じていた。

○建設現場が狭隘であったが、整理整頓を徹底していた。

塗装業務で化学物質を使用していたが、化学物質管理者の選任等、保護具着用管理責任者の選任等、皮膚等障害防止対策、化学物質リスクアセスメント実施等、良好な化学物質対策を行っていた。

